

佐賀勤労者山岳会々則・規定集

佐賀勤労者山岳会々則

佐賀勤労者山岳会山行規定

10年会員表彰規定

2018（平成30年）2月18日改正版

佐賀勤労者山岳会会則

第1章 総則

第1条 本会は、佐賀勤労者山岳会（略称：佐賀労山）といい、事務所を佐賀市内に置く。

第2条 本会は、登山を広く勤労者及び市民のものとし、会員相互の交流を強め、勤労者及び市民の立場に立脚した正しい登山観、登山理論及び登山技術の普及と向上を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①月例山行、ひまわり倶楽部山行、技術部山行、清掃登山などの会主催の山行
- ②研究会・講習会
- ③年報「佐賀労山」、月報「やまびこ」の発行
- ④その他、目的遂行に必要な事業

第4条 本会は、日本勤労者山岳連盟及び佐賀県勤労者山岳連盟に加盟する。

第2章 会員

第5条 本会の第2条の目的に賛同する方は、所定の入会申込書に記入し、入会金300円を添えて提出すれば会員となることができる。

第6条 会員は本会に月額会費として、個人会員は1,000円、家族会員は1,500円を納入する義務を負う。3ヶ月以上の滞納者に対して、本人の同意があれば退会とする。

第7条 会員は退会する場合は、退会届を会長、副会長、事務局長のいずれかに提出すれば、自由に退会することができる。退会までの滞納金は必ず納入しなければならない。また、一度納めた会費は返却しないこととする。

なお、第2条、第6条に著しく反した会員は、運営委員会に諮り退会させる場合もある。

第8条 会員は会の活動に参加できないときは休会することができる。休会中の期間は、会費の納入は免除できる。

但し、休会期間は1年を限度とし、それを越える場合は退会とする。

第9条 本会は永年にわたり、本会の役員に任にあつて、本会の拡充、発展に著しく貢献した会員を、三役の発議、総会の承認によって名誉会員にすることができる。

第3章 役員及び機関

第10条 本会は、次の役員をおく。

- ①会長 1名 ②副会長 若干名 ③事務局長 1名 ④会計監査 1名

第11条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- ①会長は、本会を代表し、本会の活動を総括する。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代行をする。
- ③事務局長は、事務局の各専門部を統括し、会の運営にあたる。
- ④会計監査は、会計の監査を行い、定期総会に報告する。

第12条 本会の事業を行うために、次の専門部をおく。

- ①会計部 ②技術部（装備・遭難対策） ③自然保護部 ④企画拡大部
⑤ひまわり倶楽部

第13条 役員及び専門部の部長は、定期総会で選出され任期は2年とする。
但し、再任は妨げない。

第14条 本会は定期総会、運営委員会、専門部会を行う。

第15条 定期総会は本会の最高決議機関で年1回、会長が召集する。また、運営委員会が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。

第16条 総会は委任状を含め会員総数の過半数をもって成立し、決定は総会出席者の過半数の賛成をもって行う。

第17条 運営委員会は役員及び各専門部の部長とで構成し、毎月1回運営委員会を開く。また、必要があれば運営委員以外の出席を求めることができる。

第18条 専門部会は、各専門部の部長と部員で構成し、適時会議を行う。

第4章 会計

第19条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、行事収入などをもってこれにあてる。

第20条 必要に応じて、特別会計を設けることができる。

第5章 その他

第21条 この会則に定めた以外の事については、この会則の精神に基づいて処理し必要であれば別途、規定や細則を決めることができる。

第22条 この規約の改廃は、総会出席者の2/3以上の賛成をえて行う。

第23条 この会則は、1970年11月15日より施行する。

10年会員表彰規定

第1条 この規定は、会則21条に基づき定める。

第2条 会に入会して10年を経過した会員を定期総会で表彰し、記念品を贈る。

[改正履歴]

1975 (昭和50) 年11月	第6条改正	会費200円→300円
1977 (昭和52) 年11月	第6条改正	会費300円→500円
1979 (昭和54) 年11月	第5条改正	入会金100円→300円
1981 (昭和56) 年11月	第11条改正	役員任期を2年とする。
	第12条改正	企画部→企画拡大部 ⑨定着 ⑩図書
1983 (昭和58) 年11月	第3条改正	③
	第7条、第8条改正	
	第9条改正	① ③ ④
	第12条改正	⑪
	第13条改正	① ② ③
	第15条、第17条、第18条改正	
1984 (昭和59) 年11月	第7条、17条改正	役員及び会計監査を抹消する。
1986 (昭和61) 年11月	第6条改正	会費500円→750円
1987 (昭和62) 年11月	第12条改正	②装備 ⑥技術 ⑦遭難対策
		↓
		②(装備、遭難対策)
1992 (平成4) 年3月	第7条改正	休会制度を追加
	第8条へ	名誉会員制を新設。以下へ条を下げる。
	第21条へ	見舞金の項目を新設。以下へ条を下げる。
1999 (平成11) 年2月	第6条改正	会費750円→1000円 家族会員1000円→1500円
2007 (平成19) 年2月	改正	
2008 (平成20) 年2月	第3条3項、第12条7項改正	どよう倶楽部をひまわり倶楽部へ名称変更
2016 (平成28) 年2月	第3条①に	技術部山行、清掃登山を追加
	第12条⑥	定着部を削除
	⑧図書部	を削除
	慶弔見舞い規定	規定を削除(全項目削除)
	10年会員表彰規定	第1条改正
		会則20条→会則21条
2018 (平成30) 年2月	第12条③	編集部を削除

佐賀勤労者山岳会 山行規定

第1条 佐賀勤労者山岳会（以下、佐賀労山）は、安全登山を目指すために、この山行規定を作成する。

第2条 会員はこの山行規定を遵守しなければならない。この規定に違反して事故などを起こした場合は、佐賀労山は責任を持たない。

第3条 会員山行における事故などについては、会費を滞納せず、以下の要綱を満たしているとき、会でできる範囲内で責任を負う。

第4条 会員山行とは、

- ①各部が主催する山行（月例山行、ひまわり倶楽部山行、清掃登山、技術部山行）
- ②運営委員会で決まった山行
- ③全国連盟、九州ブロック、県連で行う山行
- ④自主山行（会員がリーダーの山行）
- ⑤個人山行（会員が単独で行く山行）

第5条 各部が主催する山行（月例山行、その他運営委員会で決まった山行（部山行は除く）時に他の山行を行ってはならない。他の山行を行う場合は運営委員会での許可を必要とする。

第6条 自主山行や個人山行をする時、会員以外の参加者については、事故が起きたときは、佐賀労山は責任を持たない。

第7条 会員が山行を行うときは、山行届を原則として1週間前までに提出しなければならない。（様式例：後頁へ添付の山行届） 提出先は事務所または三役までに行う。また会は必要があれば、山行計画に対してアドバイスをすることができる。

なお、山行後帰宅したときは直ちに電話で報告すること。

第8条 会員以外がリーダーの山行についても上記の要項を守ること。

ただし、会としての責任は負わない。

第9条 山行中事故が起きたときは、どんな小さな事故でも報告しなければならない。

第10条 上記に繰り返し反したときは、会則第7条により退会させるときもある。

第11条 自家用車使用の山行については、任意保険加入の車を使用すること。

第12条 山行時の交通事故については、会は責任を持たない。その費用は所有者の加入する保険にてまかなうことを原則とする。尚、保険で処置できない事故についてはパーティーで協議すること。

第13条 自家用車を使用した山行については、参加者により均等に負担する。

その目安として、

- ①ガソリン代（使用者が通常入れている値段） 1ℓ＝10Km
- ②有料道路代、駐車料金は実費とする。
- ③車両使用料は走行距離×20円 但し、100Km以下は一律2,000円とする。

第16条 この規定は1993年9月1日より実施する。

[改正履歴]

2007（平成30）年2月	第4条、第6条、第7条、第8条
2016（平成28）年2月	第4条① 定着部山行を削除 どよう倶楽部をひまわり倶楽部へ名称変更 第7条 山行届を1週間前まで→ 山行届を原則として1週間前まで 佐賀県内の山であれば電話でも可を削除 上記修正に伴い一部文面を修正 第8条 会員以外のリーダーの→会員以外がリーダーの 第10条 上記の要項を繰り返し→上記に繰り返し 第11条 できるだけ任意保険加入の→任意保険加入の 第13条③ 走行距離×20円→走行距離×30円 100Km以下は一律2,000円→ 3,000円
2018（平成30）年2月	第13条③ 走行距離×30円→走行距離×20円 100Km以下は一律3,000円→ 2,000円

登 山 届

佐賀勤労者山岳会
会長 辻 勝巳 殿

年 月 日

団 体 名		入山者数	男性 人、女性 人
代 表 者 名	(歳)	自 宅 電 話	
代 表 者 住 所		携 帯 電 話	
緊 急 時 連 絡 先			
入 山 日 時	年 月 日 時 分	下 山 予 定 日 時	年 月 日 時 ごろ <small>※実際の下山時刻は、下山時に下の用紙に記入して下さい。</small>
登 山 ル ー ト	※経由地等も詳しくお書き下さい。		
伝 言 (何でもどうぞ)	※1 縦走される方は非常時対策、エスケープルートなどをお書き下さい。 ※2 同行者名を記入して下さい。		